

広島県後期高齢者医療広域連合 地球温暖化対策実行計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月

広島県後期高齢者医療広域連合

1 目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図ることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。なお、実行計画の計画内容及び計画期間については、実施状況や社会情勢の変化、技術の進歩等、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 対象範囲

広域連合が実施する全ての事務及び事業を対象範囲とします。

4 対象とする温室効果ガス

法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進していきます。

排出状況

年度	算定対象活動量		温室効果ガス総排出量	
	電気使用量 (kWh)	自動車の走行 ガソリン使用量 (L)	二酸化炭素排出量 (kg)	前年度比 (%)
H30	77,229	518.05	52,869	6.4
R1	74,334	482.88	47,059	▲5.3
R2	78,105	345.74	44,620	▲10.2

※ 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令143号）第3条第1項に定められた算定方法で計算しています（二酸化炭素排出量＝ Σ {使用量×排出係数}）。排出係数については、令和2年度の温室効果ガス排出量算定用として公表された値を使用しました（電気0.561/ガソリン2.322）。

5 温室効果ガス削減目標

計画策定直近の令和2年度を基準年度とし、温室効果ガス（CO₂）の排出量を計画終了時には5%以上削減することを目標とします。

年度	算定対象活動量		温室効果ガス総排出量	
	電気使用量 (kWh)	自動車の走行 ガソリン使用量 (L)	二酸化炭素排出量 (kg)	前年度比 (%)
R2	78,105	345.74	44,620	基準年度
R8 目標値	74,199	328.45	42,389	▲5.0

6 温室効果ガス削減のための具体的な取組項目

広域連合では温室効果ガスの排出抑制及び環境保全に資するため、以下のとおり具体的な取組を実践します。

(1) 電気使用量の削減への取組

項目	具体的な取組
照明の適正管理	<input type="checkbox"/> 勤務時間前及び昼休み中の照明は、支障のない範囲内で消灯する。 <input type="checkbox"/> 定時退庁に努め、照明の点灯時間を削減する。 <input type="checkbox"/> 不必要な箇所の消灯や、退庁時の機器の電源切断を徹底する。 <input type="checkbox"/> 時間外勤務時の照明は、必要最小限の点灯とする。
OA機器の節電管理	<input type="checkbox"/> 使用していないOA機器の電源を切る。 <input type="checkbox"/> コピー機等の節電機能を使用する。 <input type="checkbox"/> パソコンの省電力機能を使用する。 <input type="checkbox"/> 会議や外出で離席時にはパソコンの電源を切る。
冷暖房機器の適正管理	<input type="checkbox"/> クールビズやウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制する。
その他の取組	<input type="checkbox"/> 使用しない電化製品の電源プラグはコンセントから抜く。

(2) ガソリン燃料使用量の削減への取組

項 目	具体的な取組
公用車の適正使用	<input type="checkbox"/> 近距離は公用車を使用しない。 <input type="checkbox"/> 公用車の定期的な点検整備をする。 <input type="checkbox"/> 燃費性質に優れた低公害車を導入する。 <input type="checkbox"/> 走行ルート of 合理化を図り効率的な使用に努める。
エコドライブの実践	<input type="checkbox"/> 急発進，急加速，空ふかしをしない。 <input type="checkbox"/> 不要な車線変更をしない。 <input type="checkbox"/> 制限速度を遵守する。 <input type="checkbox"/> 不要な荷物は載積しない。

(3) 環境保全に対する取組

項 目	具体的な取組
環境物品等の導入	<input type="checkbox"/> 物品購入時は，環境負荷の少ないものを購入するように努める。 <input type="checkbox"/> 事務用品購入時は，環境ラベルが付与された品を購入するように努める。
用紙類の使用量の削減	<input type="checkbox"/> 両面印刷や複数枚集約印刷を徹底し，用紙の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 裏紙の利用を促進し，用紙の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 電子化された文書は極力印刷しないようにする。 <input type="checkbox"/> 印刷部数が余剰とならないように配慮する。
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	<input type="checkbox"/> 物品の再利用や修理による長期使用に努め，ごみの減量化を図る。 <input type="checkbox"/> 資源ごみの分別を徹底し，リサイクルを推進する。
水使用量の適正管理	<input type="checkbox"/> 水の出しっぱなしをせず，節水に努める。 <input type="checkbox"/> トイレの節水に努める。

7 実行計画の推進と実施状況の点検・評価体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進には、職員一人ひとりが自覚を持ち、意識的かつ積極的に環境に配慮した行動をしていくことが不可欠です。そのため、次のとおり各職の役割を明確化し、推進体制を構築します。

職	役割	内容
事務局長	推進責任者	・ 実行計画の策定及び見直し ・ 実行計画及び毎年の実行状況の公表
事務局次長 及び各課長	推進担当者	・ 所属内における実行状況の把握及び 総合的な取組の推進
各係長	推進員	・ 取組状況の把握・点検 ・ 実行計画の具体的な推進
職員		・ 取組項目の実行

事務局（総務課所管）

- ・ 事務局内の温室効果ガス排出量調査取りまとめ及び算定
- ・ 職員に対する情報提供，周知及び意識啓発
- ・ 実行状況をホームページで公表
- ・ その他実行計画に係る諸事務

(2) 実施状況の点検・評価

事務局は、毎年1回、前年度の温室効果ガス排出量等の実績及び具体的取組項目の実施状況を点検し、ホームページにより公表します。

また、点検・評価の結果及び広域連合の事務・事業の動向並びに社会情勢等を踏まえ、必要に応じて取組項目の見直しを行います。